

令和元年度事業計画

公益社団法人として、一般市民をも対象とした公益に資する事業を展開すると共に、“よき経営者をめざすものの団体”として、会員にとって有益な事業を展開し、さらに会員同士の結束を深めるための交流促進の場を設け、その結果として退会防止並びに未加入法人の入会に結びつけられるよう、以下のとおり各種事業・施策について展開して参ります。

《昨年度の振り返り》

本部事業の内、定番事業においてはその内容がよく吟味され、或いはプラスαの要素を加える等して、アンケート結果からも高い評価が得られるようになってきている。さらに、最近取り組み始めた実務研修においても、確実に集客効果が出ており、参加者にも徐々に拡がりが出始めている。支部活動においても、新規事業に積極的に取り組んでいるところもあり、会員交流や地域密着型で着実に成果を上げている支部もある。会員増強においては懸案の正会員の入会比率が上がってきているが、純増への反転攻勢にはまだ至っていない。よい兆候もある一方で、まだ取組み不足の感もあり、残念ながら全体の底上げにはなっていない。

《本年度の取組み方針》

会員・市民の事業参加者が期待どおり伸びている。正会員の新規加入が期待どおりに増えている。退会理由は廃業など仕方のない理由によるものである。役員の成り手が多く、会議も出席率が高く意見も活発に出て活性化している。以上のような法人会の姿を想像し、その姿を実現すべく1つの方法論として本年度より試行的に「ブロック会議体」という新たな会議体をスタートさせる。本部事業や支部単独事業とは異なる行政区としてある「市」の地域特性を踏まえた各種事業を企画推進すると共に、支部を超えたより広範なブロック単位での人材活用と組織運営を図ることにより、会員サービスの向上に努め、退会防止と新規会員獲得に取り組むこととする。この試みを実施していく中で、新たに発生する問題点、課題などについては引き続き“特別委員会”が主体的に問題点、課題を抽出・整理していき、常任理事会、理事会そして新たな「ブロック会議体」を通じて、全員参加でスピード感を持って取り組んでいく。本年度の取組み方針は次のとおり。

- 本部・支部・部会で行ってきた従来の事業を見直し、費用対効果をよく検討しながら、それぞれが果たすべき役割に応じた事業を確実に実行する。
- 法人会の基幹組織を支部と位置づけ、支部事業における会員参加率の向上をめざし、“顔の見える組織”作りを確実に実行し、広く会員間の“絆”を深めると共に、支部単独ではできない予算規模の大きな事業については、ブロック単位での支部合同事業を積極的に展開し、法人会の地域への浸透を図る。新規会員獲得に繋がる事業を企画・実行する。
- 広報活動（情報伝達）
広報誌、HP、メルマガ、FB等の特性を活かし、会員のみならず地域社会に対し、積極的に法人会をアピールするよう広報委員会を軸に全組織一丸となって取り組む。

- 他団体と差別化できる事業を推進する一方、協業が可能な分野については積極的に協力関係を築き事業展開を図る。

《本部・支部・部会各事業の展開基本方針》

【本部事業】

本部事業については、多様な会員ニーズを汲み取り、取り上げるテーマを厳選し、費用対効果の視点を忘れず、目に見える具体的な成果が得られるよう、委員会で計画的に取り組む。また、事業に参加できない会員を意識した情報提供と福利厚生サービスの充実を図る。

1. 本部事業に相応しい事業（必須事業）
 - ・通常総会 ・夏期経営者講座 ・新春の集い
2. 一般（非会員）を対象に実施（公益認定団体として実施すべき事業）
 - ・税を考える週間記念講演会&街頭イベント ・青少年のための科学の祭典
3. 税制・経営実務研修（本部一括実施が効率的な事業）
 - ・税制実務研修 ・経営実務研修
4. 事業に参加できない会員対策事業
 - ・情報提供サービスの充実強化（広報誌・HP・メルマガ）
 - ・経営支援サービス充実強化（セミナーDVDレンタルサービス、ビジネス誌割引販売等）
 - ・福利厚生制度の充実強化（保険、レジャー・保養所、人間ドック等）

【支部事業】

支部の活性化が法人会全体の活性化となるよう、会員交流を中心に広く一般会員が集える事業を企画・実施し、会員同士の結束を高め、“顔が見える組織”作りを促進し、退会防止に努めると共に新規会員獲得にも繋がる事業を支部及びブロック（支部合同）事業として企画、実行する。

- ・支部単独事業（会員交流を中心に展開）
- ・ブロック事業（予算規模に見合った事業規模）
- ・地域イベントへの参画（商工祭り、市民祭り等）
- ・地域貢献活動（チャリティ事業、クリーン作戦等）

【部会事業】

- ・部会独自事業（研修会、視察、旅行等）
- ・部会員交流事業（会員交流、懇親会等）
- ・社会貢献事業（租税教育、タオル一本運動）

【専門部会事業】

- ・部会独自事業（研修会、視察、旅行等）
- ・部会員交流事業（会員交流、懇親会等）

<各組織の役割>

(1) 総務委員会

公益社団法人指導監督基準に則った会の運営を適正に行うと共に、現下の厳しい財政状況を踏まえた収支計画の策定、運用に貢献し、かつ収益事業の拡充により財政基盤の強化に努める。また、特別委員会の協議結果を踏まえた関係規程・規則等の改訂を適時適切に行う。さらに、会員増強活動の基本指針を策定する。

(2) 税制委員会

法人会の中核的な事業である税務・税制に関し、税制改正要望の取り纏め、税知識の普及啓蒙に繋がる講演会、研修会を開催する他、会員及び一般に対する適切な税情報の積極的な提供に努めると共に、税務署・他団体（税理士会）・上部団体（東法連）との連携を強める。

(3) 公益委員会

地域活性化に繋がる会員企業の経営支援、地域社会にフォーカスした社会貢献活動、地域の未来を担う人材の育成支援に繋がる事業を展開する。

(4) 共益委員会

通常総会後の懇親会、「新春のつどい」を始め、会員同志の“絆”（結束力）を強め、仲間意識の醸成につながる事業を企画、実施する。また、新たな会員サービスを取り込み、会員企業の福利厚生を充実させ会員メリットを高める。さらに保険受託各社とのよき協力関係を構築し、各種保険制度の会員加入促進の側面支援を行う。

(5) 広報委員会

全会員に繋がる広報誌の重要性を鑑みその内容の更なる充実を図ると共に、HP・メルマガ・FB等の特性を活かしながら、本部・ブロック・支部・部会活動の側面支援に繋がる広報を行う。また、地域社会に対しても、法人会の存在価値を確実にアピールできるよう、他の委員会、ブロック、支部と協力して有効な対外広報にも取り組む。

(6) 支部

法人会の各種事業の円滑な遂行を支える基幹組織として、管轄地域毎に所属する会員に対し必要な支援を行い、会員同志の親睦交流に努めると同時に、会員増強の主たる担い手として新規会員獲得に向けた必要な方策を講じ、会員企業及び賛助会員の拡大発展につながる各種研修会の実施、サービスの提供に努める。

(7) 青年部会

青年部会は次代を担う人材の集まる組織と位置付け、部会員同士が共に切磋琢磨し学び合い、かつ部会員同志の絆を強める場の提供に努める。また、女性部会とは異なった手法での租税教育にも積極的に取り組む。

(8) 女性部会

女性部会は女性経営者（幹部社員を含む）の集まる組織と位置付け、女性経営者同士の交流の場の提供に努めると共に法人会の看板事業である租税教室、税に関する絵はがきコンクールの拡大発展に努める。

(9) 専門部会

専門部会は、同業者の集まりとして法人会組織を活かしながら、業種固有の税及び業界研修を行うと共に部会員同士の交流に努め、事業を発展させ、そのことにより法人会に

貢献する。

<主な実施事業・施策>

1. 税知識の普及を目的とする事業 <公1-1>

- (1) 租税教育（小学校租税教室、税に関する絵はがきコンクール、サッカー租税教室、地域イベントにおける税金クイズ）
- (2) 租税教室講師養成勉強会（年8回）
- (3) 新設法人説明会（年6回～8回）
- (4) 決算法人説明会（3月のみ2回で年13回）
- (5) 年末調整説明会（11月）
- (6) 電子申告普及促進事業（2月）
- (7) 税制実務研修会（6月、7月、8月、9月、10月、12月、2月、3月）
- (8) 広報誌（年6回発行）、ホームページ、メルマガによる税関連情報の発信

2. 納税意識の高揚を目的とする事業 <公1-2>

- (1) 税を考える週間記念講演会（11月）
- (2) 税に関する絵はがきコンクール表彰式（3月）
- (3) 納税表彰式（11月14日）
- (4) 無料税務相談会（原則月1回）
- (5) 広報誌（年6回発行）、ホームページ、メルマガ、ポスター掲示による税関連情報の発信

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に資する事業 <公1-3>

- (1) 税制改正アンケートへの参画（3月～5月）
- (2) 全国女性フォーラム（4月）、法人会全国大会（10月）、全国青年の集い（11月）への参画
- (3) 自治体等への税制改正要望の陳情活動（10月～11月）
- (4) 全法連、東法連税制委員会主催セミナーへの参加（開催の都度随時）
- (5) その他団体主催の税関連セミナーへの参加（開催の都度随時）

4. 地域企業の健全な発展に資する事業 <公2>

- (1) 夏期経営者講座（8月）
- (2) 経営実務研修会（5月、6月、7月、9月、10月、2月）
- (3) パソコン講座（8月）
- (4) 簿記講座（9月）
- (5) 企業会計の基本講座（12月）
- (6) 無料経営相談会、無料法律相談会（原則月1回）
- (7) 広報誌、ホームページ、メルマガ、掲示板による経営関連情報の発信
- (8) インターネットセミナー・オンデマンドの活用促進

5. 地域社会への貢献を目的とする事業 <公3>

- (1) 中学生キャリア教育支援（職業人の話を聞く会、職場体験学習受入企業の開拓）
- (2) 環境美化事業（河川周辺のクリーン作戦）
- (3) 東京都地球温暖化防止対策報告書制度の普及促進
- (4) 地域イベント支援（武蔵野桜まつり、三鷹阿波踊り、三鷹商工まつり、小金井なかよし市民祭り、小金井阿波踊り、青少年のための科学の祭典、小金井桜落ち葉回収作戦）
- (5) 各種チャリティ事業（コンサート、ボウリング、ゴルフ等）
- (6) タオル1本運動

6. 収益を伴う会員のための福利厚生事業 <収1>

- (1) 生活習慣病健診及び人間ドック等の利用促進
 - ・全日本労働福祉協会（三鷹、小金井で夏期・秋期の延べ5回）
 - ・武蔵村山病院のがん検診PET-CT（随時）
- (2) 東法連提携「ラフォーレ倶楽部」「ホームセキュリティ制度」利用促進
- (3) 東法連提携「特定退職金共済制度」の普及促進
- (4) 東法連提携ビジネス誌の割引購入制度の利用促進
- (5) 経営者大型保障制度を始めとする各種保険制度の利用促進
- (6) 厚生制度推進連絡協議会の開催
- (7) 葬祭、自販機、レンタカー、クレジットカード、電報等の各取扱い指定業者の割引紹介サービスの利用促進
- (8) 保養施設（ニューグリーンピア津南）の利用促進
- (9) 簡易保険団体保険料払込制度の促進

7. 会員支援のための親睦・交流等福利厚生に関する事業 <他1>

- (1) 会員優待サービス事業の定着と拡大発展
- (2) 文化事業チケット購入補助制度の運営
- (3) 会員交流ボウリング大会の開催
- (4) 日帰りバス見学研修会の開催
- (5) 企業視察見学研修会の開催
- (6) 同好会活動の支援
- (7) 新年賀詞交歓会の開催
- (8) 新入会員歓迎会
- (9) その他会員交流事業の開催
- (10) 福利厚生制度の促進（「想いをつないで50年『企業を守りたい』キャンペーン」等）

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業 <法人会計>

- (1) 会員増強運動による組織基盤の強化
 - ・ブロック会議体、支部における会員増強運動の展開
 - ・会員増強決起大会開催及び増強運動に対する表彰
 - ・厚生制度受託各社との連携と協力体制の強化

- ・“顔の見える支部組織”の充実を図る（地区割りと地区役員体制の充実）
- ・同好会活動の拡充を通じた未加入法人の取込み
- (2) 総会・理事会等各会議体の適正運営
- (3) 全法連・東法連・三法連との連携協調
- (4) 税務行政関係諸団体との連携
- (5) 関係自治体、行政機関との連携（武蔵野市、三鷹市、小金井市、各市教育委員会・警察・消防等）
- (6) 関係地域諸団体との連携（商工会議所、商工会、社会福祉協議会等）

以 上